
令和 7 年度
第 11 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和7年度第11回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和8年2月27日(金) 15時26分開会
16時35分閉会
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員19名、欠席委員1名)

1番	平 沖 道 徳	出 席	
2番	今 務	出 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	出 席	
5番	高 橋 正	出 席	
6番	今 鉄 雅	出 席	
7番	宮 澤 徳 夫	出 席	
8番	山 形 繁 雄	出 席	
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	
10番	川 端 智 之	出 席	議事録署名委員
11番	佐 々 木 雅 宏	出 席	議事録署名委員
12番	片 桐 好 英	出 席	
13番	平 井 久	出 席	
14番	藤 田 勝 久	出 席	
15番	清 水 利 一	出 席	
16番	樋 口 司	欠 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	
19番	工 藤 信 二	出 席	
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 原 崇 人
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	荒 川 裕 昭
農地係主任	田 中 秀 尚

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号届出）
 - 報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
 - 報告第 3 号 農用地利用集積計画の変更について
- 日程第 6 協議の部
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 令和 7 年度第 6 号農用地利用集積等促進計画の意見について
 - 議案第 4 号 令和 7 年度第 7 号農用地利用集積等促進計画の要請について
 - 議案第 5 号 千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
- 日程第 7 その他

議 事 次 第

< 日程第 1 開会宣言 >

事 務 局 長 ただいまから、令和 7 年度第 11 回農業委員会総会を開会いたします。
本日、16 番は欠席する旨、届出がありました。
よって、委員 20 名中、19 名が出席しており、会議は成立いたしました。
会議の開催に当たり、会長からご挨拶があります。

< 日程第 2 会長挨拶 >

会 長 皆様、ご苦労様です。本日はこの後、北海道産業貢献賞受賞をお祝い
する会もございますので、議事進行をスムーズに進めたいと思います。
よろしくお願いします。
それでは、ただいまから会議を始めます。(15 : 26)

< 日程第 3 議事録署名委員の指定 >

議 長 日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、
10 番、11 番を指名いたします。

< 日程第 4 諸般の報告 >

議 長 日程第 4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和 7 年度第 10 回総会以降の諸般の事項につきましては、お手元に配
付しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

< 日程第 5 報告の部 >

【報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号届出）】

- 議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。（15：27）
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第 1 号について、ご説明申しあげます。議案書 1 ページをお開き
ください。
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出があり、千歳市農業委員
会 会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、
これを報告します。
当日配布資料の 1 ページから 2 ページに、報告第 1 号資料として、位
置図・平面図・工程表を添付しております。
令和 7 年度整理番号 2 は、 が、〇〇〇〇施設の建設を行うた
めに所有権移転をする転用案件であります。
転用を行う土地の所在等は議案書 1 ページのとおりです。
当該地は市街化区域であり、市街化区域内の農地については、あらか
じめ農業委員会に届出を行うことで転用許可が不要となります。
当日配布資料 1 ページの上段が建設位置図で下段が建設物の平面図
になります。
また、2 ページ目は工程表を添付しております。
事業用地として分筆し、 が所有者の さん外 6 名から
購入した土地で、地目が農地であるため、届出があったものです。
以上、報告第 1 号について、ご説明申しあげました。
事務局からは、以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問をお受けいたします。
- 1 番 〇〇〇〇を利用したとなっていますが、具体的にどのようなものをど
のようにして〇〇するのでしょうか。
- 事 務 局 〇〇と〇〇などを分解し、そこで発生した〇〇で〇〇を作ると伺って
おります。
- 1 番 〇〇させるというイメージですね。

事	務	局	そのとおりです。
1	4	番	原則許可の農地ということになりますよね。市街化区域に既に入っている場所ですから、第3種になりますよね。
事	務	局	届出だけで可能です。 市街化区域は建てる事が出来ます。
1	4	番	図面を確認しているのですが、どこら辺なのかがよく分からないのですが、市街化区域でしたら周囲に住宅などはないのですか。
事	務	局	住宅などはありません。
1	4	番	〇〇を使用しますが、特段〇〇とか、恐らく〇〇は出ないとは思いますが、その辺の問題はないですね。
事	務	局	その件につきましては、現在まちづくり推進課と調整しています。
1	4	番	帯広の業者ですよね。千歳ではもちろん初めてなのでしょうが、この会社で他に〇〇〇〇などを行っている場合の具体的なことは何かご存知ですか。
事	務	局	ネットの公式サイトを確認しますと、他にも〇〇〇〇をやっているようなのですが、どちらで行っているかまでは掲載されていないため、分かりません。
1	4	番	実績はあるということなのですね。
事	務	局	そうです。
1	1	番	施工主ではなく持ち主は誰ですか。
事	務	局	所有権を移転してそのまま施工するので、持ち主も当該会社になります。
1	1	番	自分で作って自分で運営するということですか。
事	務	局	そうです。

1 4 番 こちらの会社は〇〇〇〇もやっているみたいですね。

事 務 局 そのとおりです。

議 長 他に質問がなければ、報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議 長 次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 2 号について、ご説明申しあげます。議案書 2 ページをお開き
ください

農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処
分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 10 件
で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 4 ページのとおりです。

初めに、整理番号 19 から 24 までの 6 件については、道央農業振興公
社を介した農地利用集積計画で、 さんが賃貸借を受けていた農
地であります。この度の法人化に伴い、土地の所有者と道央農業振興
公社との賃貸借契約は解約せず、道央農業振興公社と さんとの
片側だけを合意解約する案件であります。なお、土地の所有者について
は、備考欄に記載のとおりです。

片側契約の解約後につきましては、借主を法人化した に変更
し、道央農業振興公社から、北海道農業公社を介した農地中間管理事業
として、議案第 3 号にてお諮りする予定であります。

次に、整理番号 25 及び 26 は、道央農業振興公社を介した農地利用集
積計画で、 さんが さんの農地を賃貸借している農地の
一部を合意解約する案件であります。

合意解約された農地については、議案第 1 号にて、新規就農を予定し
ている さんが、 さんの農地を賃貸借する案件としてお
諮りする予定であります。

次に、整理番号 27 は、現在 さんと との間で締結し
ている使用貸借契約について、同氏が泉郷地区に所有する農地を売却す
る意向があることから、合意解約する案件であります。

解約する土地の一部については、議案第 1 号にて、農地法第 3 条の規
定による所有権の移転案件としてお諮りする予定であります。

最後に、整理番号 28 は、本年 1 月 27 日付け千歳市公告第 12 号で認可した農用地利用集積等促進計画のうち区分・貸付の利 23 として締結した、北海道農業公社と さんの賃貸借契約の合意解約であり、解約後は に借り替えを行うため、議案第 3 号にてお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申しあげました。
事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第 3 号 農用地利用集積計画の変更について】

議 長 次に報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 3 号についてご説明申しあげます。議案書 5 ページをお開きください。

令和 8 年 1 月 30 日付け千農計第 290 号、第 291 号及び第 296 号により、千歳市長から、農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。

変更理由、変更内容、及び変更年月日については 5 ページに記載のとおりであります。

具体的な変更につきましては、6 ページをご覧ください。

上段が、変更前の令和 2 年度第 8 号農用地利用集積計画における利 61 でありまして、下段が変更後となります。

変更箇所は、賃借の金額で、千円未満の端数を切り上げ、千円単位に変更しております。

変更に至った経緯であります。この利用集積計画利 61 は、報告第 2 号で説明しました さんの法人化に伴う道央農業公社を介した農用地集積計画のうち、合意解約した 3 ページの整理番号 22 と対となるもので、さきほど、所有者と道央農業公社との片側の契約は解約しないと説明しましたが、 が農地中間管理事業を利用して道央農業公社から北海道農業公社を介して賃貸借するに当たり、同事業の賃料が千円単位を基本としていることから、所有者と道央農業公社の賃料も中

間管理事業の賃料と同額にするために変更を行うものであります。

次に、7 ページをご覧ください。

上段が、変更前の令和3年度第7号農用地利用集積計画における利53・54でありまして、下段が変更後となります。

本件は、報告第2号でご説明しました さんが さんから賃貸借している農地の一部の合意解約に伴うもので、変更箇所は、利用権設定に係る土地の表示と賃借の金額の部分であります。

次に、8 ページをご覧ください。

上段が、変更前の令和5年度第6号農用地利用集積計画における利24でありまして、下段が変更後となります。

変更箇所は、賃借の金額で、千円未満の端数を切り上げ、千円単位に変更しております。

変更に至った経緯につきまして、6 ページと同様であります。

以上、報告第3号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、報告第3号を報告済といたします。

< 日程第6 協議の部 >

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議 長 次に、日程第6、協議の部に入ります。(15:42)
はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について整理番号19を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号について、ご説明申しあげます。議案書 9 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件で、賃貸借権の設定が 2 件、所有権の移転が 2 件、使用貸借権の設定が 2 件です。

当日配布資料の 3 ページから 24 ページに、議案第 1 号資料として位置図、航空写真、営農計画書、農地所有適格法人の要件を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

整理番号 19 は、3 年間の公社研修を終え、本年から新規就農する
さんが、 さんから農地を賃貸借する案件です。土地の所在等につきましては議案書 9 ページ上段の通りです。また、当日配布資料の 3 ページに位置図・航空写真、4 ページから 10 ページに営農計画書を添付しておりますので併せてご確認ください。

整理番号 19 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号 19 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、本案件につきましては、農地小委員会で協議しておりますので、●●委員長から協議結果について報告願います。

●●委員長 1 月 29 日に、令和 7 年度第 3 回農地小委員会を開催し、議案第 1 号、整理番号 19 に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。

新規就農を希望する さんから、営農を始めるきっかけやミニトマトや長ネギ等栽培の営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。その結果、営農への意欲も十分に感じられることから本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 なければこれで質疑を終了します。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

- 議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号 20 を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 次に、整理番号 20 は、同じく 3 年間の公社研修を終え、本年から新規就農 さん、 さんご夫婦が、 さんから農地を賃貸借する案件です。土地の所在等につきましては議案書 9 ページ下段の通りです。また、当日配布資料の 11 ページに位置図・航空写真、12 ページから 18 ページに営農計画書を添付しておりますので併せてご確認ください。
- 整理番号 20 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上、整理番号 20 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましても、農地小委員会で協議しておりますので、●●委員長から協議結果について報告願います。
- ● 委 員 長 1 月 29 日に、令和 7 年度第 3 回農地小委員会を開催し、議案第 1 号、整理番号 20 に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。
- 新規就農を希望する さんから、営農を始めるきっかけやブロッコリー栽培の営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。
- その結果、営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。
- 私からは以上です。
- 議 長 これより質疑を行います。
- (質疑なし)
- 議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願い

します。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号 21 を議題といたします。
この議題につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項
の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(15 : 47)

(●●委員 退室)

議 長 再開します。(15 : 48)
事務局より説明願います。

事 務 局 次に、整理番号 21 は、 が規模拡大のため、 さんの
農地を買い受ける所有権移転案件です。
土地の所在等につきましては、議案書 10 ページ上段のとおりです。
また、当日配布資料の 19 ページに位置図・航空写真を添付しております
ので併せてご確認ください。
整理番号 21 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号 21 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審
議ご決定いただきますようお願い申しあげます。事務局からは以上であ
ります。

議 長 これより質疑を行います。

1 4 番 整理番号 21 の当該農地ですが、議案と当日配布資料の図面で地番が
異なっているようです。場所は地番図のとおりで間違いはないのでしょうか。

事 務 局 議案書の地番が正しく、当日配布資料の表記に誤りがございました。
申し訳ございません。

1 4 番 こちら、写真を確認しますと建物が建っているように見えるのです
が、これは何でしょうか。

事 務 局 古い D 型ハウスが建っており、建物を壊さなければすぐには農地利用

すぐに農地利用出来る部分につきましては、 さんから農地を
 斡旋する意向があり、それ以外の若干整備をしないと農地利用が出来な
 い土地であります 3 条の農地以外の地目の部分については、一般売買で
 ご自宅の周辺の所有地を売却する意向と伺っております。

(举手多数)

(●●委員 入室)

法人による農地の取得に関しましては、農地法において形態や事業要件等が規定されており、農地所有適格法人として一定の要件を満たす必要があります。当日配布資料の21ページの位置図・航空写真、22ペー

ジ及び 23 ページの農地所有適格法人の要件にあるとおり、
農地所有適格法人の要件を全て充足しています。

次に、整理番号 24 は、令和 7 年 10 月 24 日付けで認可された農用地
利用集積等促進計画で、
さんが売買で取得した農地を、
に 10 年間の使用貸借権を設定する案件です。

土地の所在等につきましては、議案書 11 ページのとおりです。また、
当日配布資料の 24 ページに位置図・航空写真を添付しておりますので
併せてご確認ください。

整理番号 22 から 24 までは、調査書により確認した結果、農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号 22 から 24 までについてご説明申しあげましたが、よ
ろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願い
します。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議 長 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議
題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号についてご説明申しあげます。議案書 12 ページをお開き
ください。

農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議
意見を求めます。

当日配布資料の 25 ページから 27 ページに、議案第 2 号資料として航
空写真、建物配置図・求積図、平面・立面・断面図、工程表等を添付し

ておりますので、併せてご確認ください。

今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件です。

整理番号2は、 さんが代表を務める の〇〇内に、新たに〇〇、〇〇等を建築する転用案件となります。

転用を行う土地の所在等は、議案書12ページのとおりです。

当該地の農地区分は農用地区域内 農業用施設用地及び白地であります。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、今回設置しようとする〇〇等は農業用施設に該当し、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては、30a以下の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第2号についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議・ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは、以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 なければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第3号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画の意見について】

議 長 次に議案第3号、令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画の意見について、を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局

議案第 3 号について、ご説明申しあげます。まず、申し訳ありませんが、議案の修正をお願いいたします。議案書 16 ページの整理番号利 79 の備考欄中、更新を新規に修正いただき、次の段の整理番号利 80 の備考欄中、新規を更新に修正いただきますようお願いいたします。

それでは、戻りまして、議案書 13 ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から意見を求められたので、審議意見を求めます。

今回お諮りする案件は、整理番号利 65 から利 82 までの 18 件で、内訳といたしましては、備考欄に記載しておりますが、法人化に伴う借主変更を含めた更新が 15 件、新規が 3 件となります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

当日配布資料 28 ページから 46 ページまでに議案第 3 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

初めに、利 65 から利 72 までは、貸主が道央農業振興公社、借主がとなっておりますが、報告第 2 号で説明したとおり、所有者と道央農業振興公社との農用地利用集積計画の片側の賃貸借契約を解約していないことから、農地中間管理事業として、道央農業振興公社から北海道農業公社を介して に賃貸借する案件であります。

次に、利 73 及び利 74 は、平成 25 年 12 月 30 日までは集積計画で正式賃貸をしていましたが、その後、昨年まで作業受託で借主が耕作をしていたものを、今回農地中間管理事業による正式賃貸を行うものです。

次に、利 75 から利 81 までにつきましては、 さん外 2 名の農地の賃貸借権の設定案件であります。これまでにおきましては、農地法第 39 条第 1 項の規定により、北海道知事が農地中間管理権を設定する裁定を行い、(公財)北海道農業公社が定めた農用地利用配分計画を、北海道知事が認可し賃貸借権が設定されておりましたが、今回は農地中間管理事業としての賃貸借となります。

最後に、利 82 は、先ほど報告第 2 号整理番号 28 でご説明したとおり、令和 8 年 1 月 27 日付け千歳市公告第 12 号で認可した農用地利用集積等促進計画のうち、貸付利 23 を合意解約したことから、 さんから に借り替えをする案件です。

この計画要請の内容は、農用地の効率的利用や、継続的かつ安定的な農業経営を定めた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の各要件を満たしております。

以上、農用地利用集積等促進計画について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議	長	これより質疑を行います。
1	4 番	利 75 から利 81 まで、今回中間管理事業ということですが、これも〇〇で、道公社が借りるということになったのでしょうか。 今までは、借主が道央農業振興公社でしたが、今度は道央農業振興公社から道の公社になりますよね。それも、〇〇でやるのですか。
事	務 局	今までは、農地に対する利用の意向というものをお示しいただけなかったということで、〇〇をして計画・認可を行っていましたけれども、今回は、ご本人に打診したところ、通常の案件と同様に、農地中間管理事業に申し込むということになりましたので、〇〇ではございません。
議	長	暫時休憩します。(16 : 08)
議	長	再開します。(16 : 10) 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議	長	挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第 4 号 令和 7 年度第 7 号農用地利用集積等促進計画の要請について】

議	長	次に議案第 4 号、令和 7 年度第 7 号農用地利用集積等促進計画の要請について、を議題といたします。 事務局より説明願います。
事	務 局	議案第 4 号についてご説明申し上げます。議案書 17 ページをお開きください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社に対する農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請について、審議意見を求めます。 当日配布資料の 47 ページから 52 ページまでに議案第 4 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。 今月の案件は、賃貸借権の設定が 6 件になります。 土地の所在等につきましては、議案書 17 ページから 20 ページのとお

りです。

初めに、整理番号利 83、及び利 85 から利 88 までについて、ご説明いたします。

本件は、いずれも公益財団法人北海道農業公社が実施する農地売買等事業・貸付タイプの案件でありまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に規定により、同公社の買入に係る農用地利用集積等促進計画が認可・公告され、既に北海道農業公社に所有権が移転されておりまして、今後 5 年間一時貸し付けとして、借主が、同公社と賃貸借権を設定する案件になります。

本件の議決を頂いた場合には、5 年後に、同公社が買入れた価格で借主に売り渡す農用地利用集積等促進計画として、審議いただく予定であります。

また、1 年当たりの賃借料は、道公社が買入れた価格の 1 % となっております。

以上、整理番号利 83、及び利 85 から利 88 までについてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議	長	これより質疑を行います。
1	1 番	全体図がないので分からないのですが、 はどこになるのですか。
事	務 局	当日配布資料の 52 ページ、こちらが該当の場所になります。
1	1 番	こちらを集積でやったということですか。昔は 10 年だったと思いますが、今は 5 年しかないのですか。
事	務 局	場合によって 10 年もあります。基本的には 5 年がベースでプラス要件を満たせば 10 年に延ばせます。
1	1 番	売買は既に終わっているのですか。
事	務 局	はい。既に地主さんから斡旋の申し出があり、買入協議が終わり、所有権の移転は道公社に移っています。貸付 5 年タイプですので、5 年間 1.0% で貸し付けます、という案件です。
1	1 番	利 86 も同じですか。

事務局	事務局	そうです。
議長	議長	他に発言がなければ、これで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(挙手多数)
議長	議長	挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。 次に、利 84 を議題といたします。 この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事 参与の制限に規定により、●●委員の退席を求めます。 暫時休憩します。(16 : 21)
		(●●委員 退室)
議長	議長	再開します。(16 : 21) 事務局より説明願います。
事務局	事務局	次に、整理番号利 84 について、ご説明します。 本件も、先ほどご説明した案件と同様、北海道農業公社が実施する農 地売買等事業・貸付タイプの案件で、既に北海道農業公社に所有権が移 転されており、一時貸し付けとして、借主である さんが 5 年間、 同公社と賃貸借権を設定する案件になります。 以上、整理番号利 84 についてご説明申しあげましたが、よろしくご 審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。
議長	議長	これより質疑を行います。
1 1 番	1 1 番	利用集積ではなくただの賃貸ですか。
事務局	事務局	これも同じです。5 年間の貸付タイプです。昔の保有合理化事業です。
議長	議長	暫時休憩します。(16 : 23)
議長	議長	再開します。(16 : 26) 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願い します。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。(16 : 26)

(●●委員 入室)

議 長 再開します。(16 : 26)

【議案第 5 号 千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について】

議 長 次に議案第 5 号、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、議案第 5 号について、ご説明申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法に係る指針として、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更したいので、審議意見を求めます。

議案書 21 ページから 23 ページに指針の変更案、当日配布資料 53 ページに農業委員会等に関する法律の抜粋、同じく当日配布資料 54 ページ及び 55 ページに千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に係る実績を添付しております。

最初に、当日配布資料 53 ページをお開きください。

こちらは、農業委員会等に関する法律第 6 条・7 条の抜粋ですが、本案件は、下段に記載の第 7 条の規定により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその方法について、指針を定めるように努めなければならない、とされておりまして、当委員会では、農地小委員会及び総会での審議を経て、平成 30 年 2 月 23 日に、当該指針について定め、令和 5 年 3 月 24 日に 2 回目の変更をしております。

今回は、現在の指針の設定期間が今年度末で終了いたしますので、3 回目の変更となります。

主な変更箇所については、議案書 21 ページから 23 ページ変更案の網

掛け部分になります

以上、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては、農地小委員会で協議しておりますので、●●委員長から補足説明があります。

● ● 委 員 長 令和7年度第3回農地小委員会において、議案第5号千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、審議を行ったので報告いたします。

当小委員会としましては、当市における担い手への集積などは、既に高い数値であり、新規参入者数においても実績を踏まえたものであることから、指針案のとおり取り進めることが適当である旨、判断したところであります。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 意見がなければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

資料 令和9年度農業政策と予算に関する要望意見について

口頭 次期農業委員の募集結果について

- 口頭 第4回農地小委員会の開催について
 - 口頭 3月総会の開催時間について
 - 口頭 第2回農業者年金加入推進班会議について
 - 口頭 北海道産業貢献賞の受賞を祝う会の会計について
-

＜閉会宣言＞

議	長	これを持ちまして、本総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。(16:35 閉会)
---	---	--